

氏名	タラカノフ イゴリ
学位	博士 (英語学)
学位記番号	甲第172号
学位授与年月日	2023年3月23日
審査研究科	外国語学研究科
論文題目	A Diachronic Comparative Study of Language Variation in Japan and Other Countries
論文審査委員	(主査) 大東文化大学教授 クリスティアン・シュパング (副査) 大東文化大学特任教授 ジェフリー・ジョンソン (副査) 大東文化大学准教授 フランソワ・ルーセル (副査) 上智大学教授 サーラ・スヴェン

## 博士論文 審査報告

### 1. 本人の履歴、研究の経緯、および学術業績

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされております。ご了承ください。

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされております。ご了承ください。

## 2. 論文の要旨およびその特色

タラカノフ氏が論文を書き始めたのは比較的に遅かったので、令和4年(2022)9月16日に提出したドラフトと10月31日に提出した論文のレイアウト・目次などは普通より変化が多かった。その間の一か月半で、彼は博士論文計画書評審査員会報告書に基づいて論文を修正した。令和4年(2022)12月17日の博士論文発表会は良かったが、彼はアドバイスを受けて論文にさらなる修正を施した。例えば、前に提出ドラフトと違って、現在の博士論文は地図も添えられている。

研究テーマは日本とロシアの少数民族の言語や方言の比較である。地理言語学的なアプローチは新しく、それゆえに価値があるが、本論文は、ある種の深みとわかりやすい構成に欠けるという批判を受けることもありえよう。新規性、深み、バランスの取れた構成の組み合わせは、タラカノフ氏の状況では求めすぎであろう。これまで比較の対象とされることのなかったテーマについて研究であるため、本論文の基礎となる学術的な根拠はあまりない。その意味で、先行研究との関連は相対的に弱く、方法論の紹介(第2章)、文献レビュー(第3章)も同様である。日本とロシアの比較のセクション(第6章)は両方の憲法に基づいて論じているが、それは狭すぎると思う人もいるかも知れない。原則論を言えば、

著者はしばしば常軌を逸して、普通では考えられないような道を歩むので、読者は時に困難に直面することになる。その一例として、日本やロシア手話（サイン・レンゲージ）を少数言語として取り上げたことが挙げられる。タラカノフ氏の博士論文の内容分析は、時に表面的で、少し探索的な面もある。しかし、彼のアプローチの新規性は、彼の博士論文を受け入れるに十分であると評価できる。

### 3. 論文の構成・内容

タラカノフ氏の博士論文は、19世紀から今日までの日本とロシアにおける言語変異の発展を扱った地理言語学的民族誌である。両方の国の言語的なつながりで最もわかりやすいのは、北海道、サハリン（樺太）、クリル諸島のアイヌ語／方言である。また、琉球列島の言語やロシア北西部で話されているカレリア語も、本論文が扱う言語群の一つである。東ヨーロッパと東アジアのこの二つの地域には、地理的・言語的な類似性はないが、歴史的には、両地域はかつて独立していたが、後に隣接する帝国（日本とロシア）に組み入れられたという類似性がある。本論文は、上述のように手話も比較しながら論じている。

第1章から第3章では、本論文の全体構成、いくつかの定義、方法論、文献調査を紹介している。第4章では、この150年から200年にわたる日本における言語の変遷を紹介する。まず標準日本語とそれに関連する言語の変種を検討し、次に琉球列島の言語・方言、日本のアイヌ語、日本手話を取り上げる。著者は、「日本における多言語・ポリグロッター」の4.6章に説得力があると確信しているが、多くの読者にとってこの章がどうしてここにあるか分かりづらい。

第5章では、ロシアの言語変異を扱う。まずロシア語とその関連言語の変種を取り上げ、次にサハリン・アイヌ語、千島アイヌ語とそのソ連時代における消滅について論じた。この後、カレリア語、イデイッシュ語、チェチェン語、クリミア・タタール語、ロシア手話について概観し、言語法と政府政策について論じた。

第6章では、日本とロシアの言語政策の法的基盤を通時的に比較検討することで、何が分かるかを考察した。ロシアでは、言語的異質性の承認は200年以上前に始まった。それと比べて、日本は長い間、言語と民族の同質性を国是としてきた。このイデオロギーは、憲法にも反映されていた。1889年と1946年の日本国憲法には、日本語に関する記述がない。これは、日本人はみな日本語を話すとは当初から想定されていたからだ。憲法以外、言語に関する法律はあまり論じてない。

本論文の結論から言えば、ロシアで公式に認められた言語は、これまでのところ、日本における少数言語よりも生き残るチャンスがあったように思われる。しかし、サハリンやクリル諸島のアイヌ語のように、法的な規定から「網の目をすり抜けた」民族（とその言語）にとっては、ロシアの言語に対するアプローチも役に立たなかったといえるだろう。

本論文の構成は以下の通りである。

#### Table of Contents

<b>Abstract</b>	1
<b>Acknowledgements</b>	11
<b>Table of Contents</b>	14
<b>Chapter 1: Introduction</b>	16
1.1 Dissertation structure	20
1.2 Research bias	22
1.3 Research questions and objectives	26
1.4 Definitions and basic lexical item concept sets	29
1.4.1 Language, dialect and language variant	29
1.4.2 Bilingual, trilingual, multilingual, polyglot, and other terms	33
1.4.3 Language law and policy	36
1.4.4 Japonic languages	38

<b>Chapter 2: Methodology</b>	41
<b>Chapter 3: Literature survey</b>	53
<b>Chapter 4: Language variation in Japan</b>	75
4.1 Standard Japanese in the context of language variant homogeneity	76
4.2 Taiwan: An approach to applied imperial language policy	81
4.3 Languages and dialects of the Ryukyu islands	88
4.4 Ainu in Japan and how events affected speaker numbers	98
4.5 Japanese Sign Language	109
4.6 Multilingualism and polyglottery in Japan	117
4.7 The geolinguistics of local language policies in present-day Japan	140
<b>Chapter 5: Language variation in the Russian Federation</b>	146
5.1 Russian and related language variants	148
5.2 Ainu in the Russian Federation	150
5.3 Karelian	159
5.4 Yiddish	169
5.5 Chechen	173
5.6 Crimean Tatar	177
5.7 Russian Sign Language	182
5.8 Language law and government policy in the Russian Federation	188
<b>Chapter 6: A comparison of the language situation in Japan and Russia</b>	193
<b>Chapter 7: Conclusion</b>	217
<b>Bibliography</b>	221
<b>Appendix</b>	252

大東文化大学大学院が博士論文を採点するとしたら、タラカノフ・イゴリ氏の論文は審査委員会から合格の「C」または「B」で採点されるでしょう。その主な理由は、もう少し時間をかけて、言葉遣いや構成に磨きをかけた方が、この論文には大きな収穫があっただろうということである。

#### 4. 結論

以上の審査内容、評価に基づき、本論文を審査対象とする学位論文審査委員会は、全員一致をもって、本論文は博士（英語学）の学位を授与するに値するものと判断し、ここに報告する。

以 上